

青森県報

第二千九百三十二号

平成二十年
五月十四日
(水曜日)

目次

告 示

家畜伝染病の発生.....	(畜産課).....一
使用の許可に係る漁港施設の指定.....	(漁港漁場整備課).....一
道路の区域の変更.....	(道路課).....二
道路の供用の開始.....	(同).....三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(河川砂防課).....三
土砂災害警戒区域の指定.....	(同).....六
証紙売りさばき人の指定.....	(出納課).....六
公 告	
入会林野整備計画の認可.....	(林政課).....七
正 誤	
平成二十年四月三十日号外第五十二号条例中.....	(税務課).....七

告 示

青森県告示第四百二十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜	頭数	発生場所又は区域	発月日
ヨネ病	牛	患畜	二	上北郡七戸町	平成二〇・四・一六

青森県告示第四百二十三号

青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）第九条第一項第一号に規定する指定施設を次のとおり指定する。

平成二十年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁港の名称及び指定施設

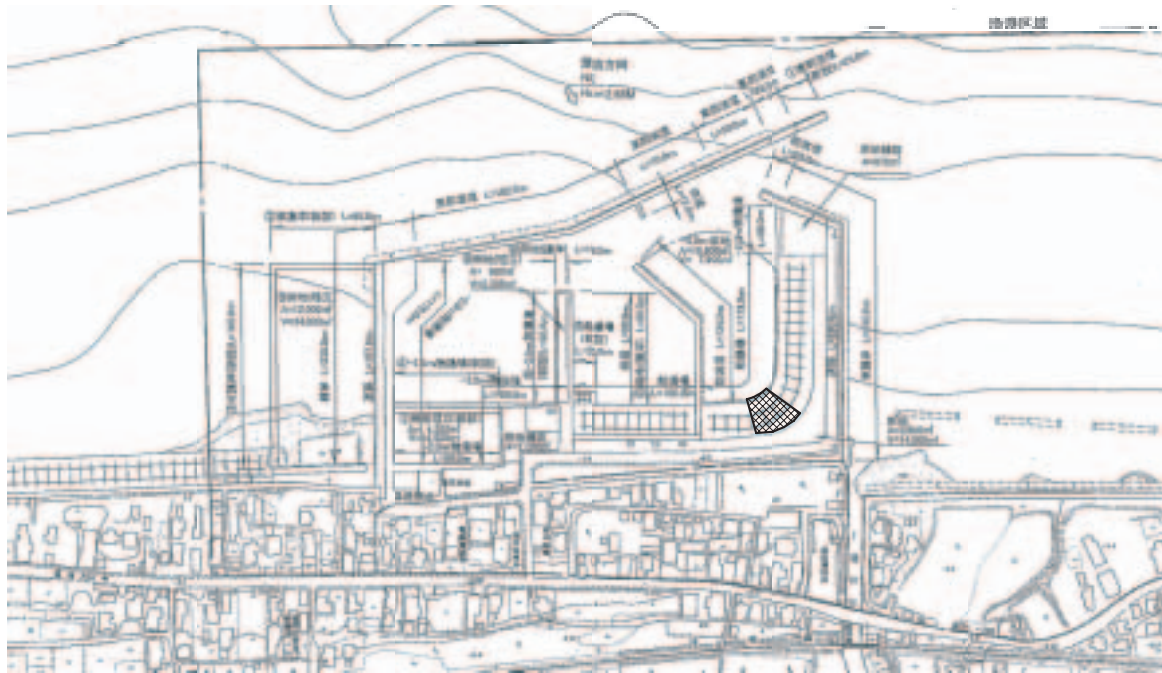
漁港の名称	指 定 施 設
蓬田漁港	船揚場のうち別図に示す漁港施設

二 指定の適用期間

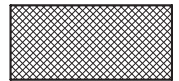
平成二十年五月十四日から廃止の日まで

蓬田漁港 指定施設

別 図



凡例 指定施設



青森県告示第四百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年六月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	一〇四号	三戸郡田子町大字夏坂字夏坂一四五の一から 三戸郡田子町大字関字北来満山一の一まで	前 一一・四〇メートルから 二八・〇〇メートルまで	後 一一・四〇メートルから 二八・〇〇メートルまで	四四〇・〇〇メートル	
2	県 道	西目屋一ツ井線	中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元四〇の二から 中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元二五まで	前 一七・〇〇メートルから 二七・〇〇メートルまで	後 一七・〇〇メートルから 二七・〇〇メートルまで	三三二・七〇メートル	

青森県告示第四百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年六月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 西目屋一ツ井線	中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元四〇の二から 中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元二五まで	平成二〇・五・一四

青森県告示第四百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第六条第四項及び第八条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備

え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 権現土砂災害警戒区域及び権現土砂災害特別警戒区域
 - 1 指定の区域
 - つがる市の区域のうち次の図面に示す区域（図面省略）
 - 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 - 次の図面のとおり（図面省略）
- 二 富范二号土砂災害警戒区域及び富范二号土砂災害特別警戒区域
 - 1 指定の区域
 - つがる市の区域のうち次の図面に示す区域（図面省略）
 - 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

三 富泡土砂災害警戒区域及び富泡土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

四 富泡三号土砂災害警戒区域及び富泡三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

五 富泡四号土砂災害警戒区域及び富泡四号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 花林土砂災害警戒区域及び花林土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

七 向町土砂災害警戒区域及び向町土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

八 富泡五号土砂災害警戒区域及び富泡五号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

九 清水土砂災害警戒区域及び清水土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十 屏風山一号土砂災害警戒区域及び屏風山一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十一 屏風山四号土砂災害警戒区域及び屏風山四号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十二 中林土砂災害警戒区域及び中林土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十三 潟上一号土砂災害警戒区域及び潟上一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十四 潟上二号土砂災害警戒区域及び潟上二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十五 屏風山三号土砂災害警戒区域及び屏風山三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

十六 若林土砂災害警戒区域及び若林土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

十七 屏風山二号土砂災害警戒区域及び屏風山二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第四百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法
律第五十七号）第六條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する
ので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備
え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

深沢土砂災害警戒区域

一 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

青森県告示第四百二十八号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和
三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

むつ市大畑町湊村八八

田村商事株式会社

二 指定年月日

平成二十年五月十四日

三 売りさばき場所

上北郡野辺地町字二本木二二の二

公 告

入会林野整備計画の認可

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定により、蓬田村瀬辺地区入会林野整備組合に係る瀬辺地区入会林野整備計画を平成二十年五月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

正

誤

税 務 課

発行年月日	平成20・四・三〇 号外第五二号
区分番号	条 例 第四七号
ページ	四
段 行	下 二
誤	法律第 号
正	法律第二十一号

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭